



うちなー健康経営宣言

第 1135 号

令和 4 年 11 月 4 日 登録
令和 年 月 日 更新

代表者メッセージ

安全を最優先とする土木建設業にあっては、健康管理の必要性は必須であり、心身ともに健康で働くことは、自己実現と会社の繁栄に欠くことができないものです。

この度「うちなー健康経営宣言」をすることで、社員の健康意識の向上、そして会社のさらなる成長が地域の発展にもつながるものと確信し、社員とともに取り組んでまいります。

取組事項

1. 労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年 1 回以上、該当する従業員全てに健康診断を受診させる。
2. 健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせる。
3. 健康診断の結果、有所見となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う。
4. 健康診断結果において、再検査や治療を要請されたら、必ず受診させ、その報告を提出させることについて、就業規則に盛り込む。
5. 禁煙や受動喫煙防止に取り組む。
6. 適正飲酒対策に取り組む。
7. 時間外勤務の縮減や有給休暇取得を促進する。
8. 就業前のストレッチ・ラジオ体操の実地。

「健康経営®」は NPO 法人健康経営研究会の登録商標です。